

黒石市高齢者補聴器購入費助成金交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加齢により聴力が低下し、他者とのコミュニケーションが取りづらい高齢者が補聴器を装用することにより、コミュニケーション能力の向上及び積極的な社会参加の促進並びに認知症の予防を図り、もって高齢者の福祉増進に資することを目的として実施する黒石市高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 助成金の交付の申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されている者であって、満65歳以上であるもの
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象でないこと。
- (3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から委嘱を受けた補聴器相談医（以下「補聴器相談医」という。）が、補聴器の装用が必要であると判断していること。
- (4) 過去5年以内に、本助成金（同種のものを含む。）の交付を受けていないこと。

(助成対象補聴器及び助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる補聴器は、管理医療機器として認証を取得した機器（集音器を除く。）であって、新品のものに限るものとする。

- 2 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前項に規定する補聴器の本体の購入に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用は、助成

対象経費から除く。

- (1) 診察料、検査料、証明書料その他の受診に係る費用
- (2) 補聴器の修理又は補修に係る費用
- (3) 補聴器の電池交換に係る費用
- (4) 附属品のみの購入に係る費用

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者1人につき助成対象経費の実支出額の合計額又は3万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、黒石市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補聴器相談医が3月以内に作成した補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）（以下「診療情報提供書」という。）の写し
- (2) 公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者（以下「認定店等」という。）が診療情報提供書に基づき作成した見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の見積書の作成日が、やむを得ない事情により診療情報提供書の作成日から3月を超えることとなる場合は、申請時にその旨を申し出た上で当該見積書を除いて申請することができる。この場合において、見積書は、作成後に速やかに提出するものとする。

3 申請者がやむを得ない事情により第1項の規定による申請ができない場合は、申請者以外の者が、委任状（様式第2号）を添えて、同項の規定による申請を行うことができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、診療情報提供書及び申請の

内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、黒石市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入並びに実績報告及び請求）

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付を受けることとなった者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定のあった日の属する年度の3月25日までに、第5条第1項第2号の見積書を作成した認定店等から補聴器を購入しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補聴器を購入したときは、購入した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、黒石市高齢者補聴器購入実績報告書兼助成金請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）領収書

（2）振込先金融機関を確認できる書類の写し

（額の確定及び交付）

第8条 市長は、前条第2項に規定する実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の額を確定し、黒石市高齢者補聴器購入費助成金交付金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知し、当該助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（2）補聴器の購入後5年以内に、当該補聴器を本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき（交付決定者の聴力レベルの変更により補聴器を使用しなくなった場合を除く。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の定めに違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消す場合には、黒石市高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係帳簿の整備）

第11条 市長は、助成金の交付に当たって、黒石市高齢者補聴器購入費助成金台帳（様式第7号）を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

（補聴器使用状況の調査）

第12条 市長は、交付決定者がこの要綱により助成を受けた補聴器について、年1回、その使用状況を調査するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。